

道路工事交通保安施設設置基準

昭和55年10月 制定
平成12年 3月28日付け道維第3-105号全面改正
平成12年 4月 1日適用
平成14年 3月 日付け道維1第3-9号一部改正
平成14年 4月 1日適用
平成16年 9月29日付け道管第662号
平成16年10月 1日適用
平成19年 9月 4日付け道管第1112号
平成19年10月 1日適用
平成28年 3月23日付け道管第4294号
平成28年 4月 1日適用

山梨県県土整備部

道路工事交通保安施設設置基準目次

1	道路工事交通保安施設設置基準について	P4
2	保安施設名称及び規格一覧表	P7
3	保安施設等の設置目的一覧表	P8
4	保安施設標準様式図	
4-1	工事予告標示板	P9
4-2	速度落とせ標示板	P9
4-3	車線減少標示板	P9
4-4	停止位置標示板	P9
4-5	段差注意標示板	P10
4-6	交互通行標示板	P10
4-7	歩行者通行標示板	P10
4-8	矢印板	P10
4-9	警戒標識(工事中)	P11
4-10	規制標識(指定方向外進行禁止)	P11
4-11	規制標識速度落とせ看板	P11
4-12	工事説明看板	P11
4-13	標示板(工事中看板)	P12
4-14	工事区間終わり標示板	P12
4-15	全面通行止標示板	P12
4-16	迂回路標示板	P13
4-17	規制標識(車両通行止・通行止)	P13
4-18	迂回路補助標示板	P14
4-19	作業車添設標示板	P14
4-20	保安灯	P14
4-21	セイフティコーン	P14
4-22	バリケード(移動さく)・歩道柵(固定さく)・移動さくに準ずるものの設置例	P15
4-23	照明灯・投光器	P15
4-24	回転灯	P16
4-25	交通誘導員	P16
4-27	工事情報看板	P17
4-28	規制なしステッカー貼付け事例	P17

5	保安施設設置標準図	
5-1	保安施設設置標準図一覧表	P18
5-2	保安施設設置標準図	
	A型標準図	P20
	B型標準図	P21
	C型標準図	P21
	D型標準図	P21
	E型標準図	P22
	F型標準図	P22
	G型標準図	P23
	H型標準図	P23
	I型標準図	P24
	J型標準図	P24
	K型標準図	P25
	L型標準図	P25
	M型標準図	P26
	N型標準図	P26
	O型標準図	P27
	P型標準図	P28
	Q型標準図	P28
	R型標準図	P29
	S型標準図	P30
	迂回路標示標準図	P31
5-3	移行区間長一覧表	P32
6	工事看板表示例	P33

1 道路工事交通保安施設設置基準について

(1) 目的

本基準は、道路工事に関する情報を分かりやすく、道路利用者に提供するとともに、安全かつ円滑な道路交通を確保するために、標示施設、保安設備等の設置に関する標準的な事項を示したものである。本基準は、標準的な事項を定めたものであり、適用にあたっては、関係法令を遵守し、それぞれの道路状況、現場状況を十分勘案のうえ、適切に実施しなければならない。

(2) 適用範囲

本基準は、山梨県において管理する道路における道路工事（占用工事を含む）について適用する。

(3) 保安施設について

保安施設の配置方法は、『5 保安施設設置標準図』を参考に設置するものとするが、工事による一般交通への危険、及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、道路管理者及び所轄警察署の指示するとこに従い、各保安施設をその目的（『4 保安施設設置目的一覧表』参照）に応じて適切に設置しなければならない。工事の施工に際して用いる、工事情報看板、工事説明看板、標示板、迂回路を必要とする場合の標示については、下記の1）～4）によるものとする。

1) 工事情報看板について

予定されている道路管理者等の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、施設番号27及び図-1を参考とするものとする。

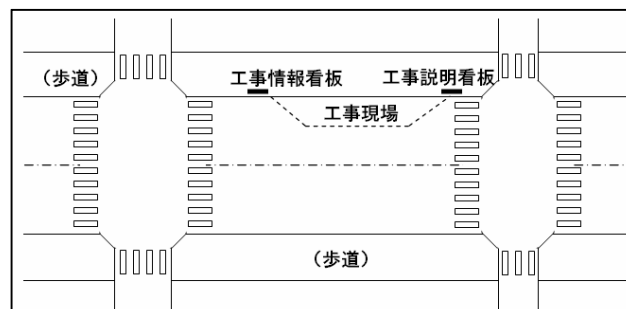
2) 工事説明看板について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を表示する工事説明看板を、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、施設番号12及び図-1を参考とするものとする。

図-1



3) 標示板（工事中看板）について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、原則として次に示す事項を表示する標示板を規制している車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者の等の支障にならないように設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

① 工事内容

工事の内容、目的等を表示するものとする。（『6 工事看板表示例』参照）

② 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。

③ 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を表示するものとする。（『6 工事看板表示例』参照）

④ 施工主体

施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

⑤ 施工業者

施工業者及びその連絡先を表示するものとする。

⑥ 仕様

○標示板は、高輝度反射式または同等以上を原則とするが、必要に応じて内部照明式を使用する。

○仕様は表-1、表-2 を標準とするが、これによりがたい場合は道路管理者と協議すること。

表-1 標示板仕様（工事中標示板・工事情報看板・工事説明看板）

形態	縦長方形とする
色彩	地を白色，文字は青色・黒色を基本とする。 「ご迷惑をおかけします」「工事種別（○○工事）」については青地に白抜き文字とする。
文字書体	ゴシック体を標準とする

表-2 標示板仕様（表-1 適用以外）

形態	縦長方形または横長方形とする
色彩	地を黄赤色（オレンジ色）または黄色（以下、「オレンジ色等」という）、文字・図柄は黒色を基本とする。 色度は JIS Z9101:2005（安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則）の安全色及び対比色を標準とする。
文字書体	丸ゴシック体（ナール DB）を標準とする

4) 迂回路を必要とする場合について

道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（迂回路表示標準図参照）

（5） 占用工事に係る取扱いについて

「道路工事」の中には、占用工事が含まれているものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、上記の取扱いに準じて行うよう、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。また、この場合、当該保安施設については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

（6） その他注意事項

- 1) 道路工事現場において、防護施設（建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）第11における固定さく又は移動さく）に色彩を施す場合は、オレンジ色等と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。
- 2) 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として振動や風等で転倒しないよう留意し、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。
- 3) 標示板、道路標識は、原則として植樹帯に設置し、植樹帯がない箇所については、防護柵等に固定するなど、建築限界を侵さないよう設置する。
- 4) 工事現場内における新しい路上工事看板とあわせて設置する他の看板類については、安全性を最優先に考慮した上で、現場状況を適宜判断し、路上工事看板が十分視認されるような設置・配置に留意する。（オレンジ色等の看板は、極力新看板の周辺には置かない）
- 5) 工事中看板（新しい工事標示板）の設置により、従来の工事標示板及び工事標示板（補助）は撤去する。
- 6) 保安設備の設置にあたっては、参考として、関東地方整備局道路部のホームページに記載されている『路上工事看板設置関連通達改正のポイント（事例集）』を参照されたい。
(http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/stand_const/)
- 7) 一日の作業終了後や休日など一時的に交通規制の解除を行う場合には、規制を行っている標示板を撤去するか、「規制なし」ステッカーを表示するなど、交通規制していないことを周知すること。
- 8) 保安施設の規格は、明記しているものを標準とするが、これによりがたい場合は、道路管理者と協議すること（標示板の大きさは幅550×高さ1400程度としているが、歩道の幅が狭い等の箇所では、表示内容は保持しつつも現場に併せて板の寸法を道路管理者と協議できる）。

2 保安施設名称及び規格一覧表

施設番号	保安施設名称及び規格	施設番号	保安施設名称及び規格
1	工事予告 標示板 標識番号 213 の補助板 100m 及び 300m に設置 550×1,400mm 程度	15	全面通行止 標示板 1,100×1,400mm 程度
2	速度落とせ 標示板 550×1,400mm 程度	16	迂回路 標示板 1,100×1,400mm 程度
3	車線減少 標示板 550×1,400mm 程度	17	規制標識 標識番号 302(車両通行止) または 301(通行止) 1 倍
4	停止位置 標示板 550×1,400mm 程度	18	迂回路補助 標示板 900×450mm 程度
5	段差注意 標示板 550×1,400mm 程度	19	作業車添設 標示板 施設番号 9 の警戒標識様式及び施 設番号 11 の規制標識様式を添設
6	交互通行 標示板 550×1,400mm 程度	20	保安灯 電池式または電源式 H=800mm 以上
7	歩行者通路 標示板 550×1,400mm 程度	21	セイフティコーン H=700mm 以上
8	矢印板 900×550mm 程度	22	バリケード(移動さく)(1,200×800mm 程度)・ 歩道柵(固定さく)(1,800×1,200~1,800mm 程 度)・移動さくに準ずるものの設置例
9	警戒標識(工事中) 550×1,400mm 程度	23	照明灯 300~500W 程度(ホルダー・ ガード・電球・取付金具付)
10	規制標識 標識番号 311-F (指定方向外進行禁止) 1 倍	24	回転灯 三脚共 H=1,600~1,800mm 程度
11	規制標識速度 落とせ看板 550×1,400mm 程度	25	交通誘導員
12	工事説明看板 550×1,400mm 程度	26	作業車
13	標示板 (工事中看板) 1,100×1,400mm 程度	27	工事情報看板 550×1,400mm 程度
14	工事区間終わり 標示板 550×1,400mm 程度	28	規制なしステッカー 貼付け事例 70×140mm 程度

3 保安施設等の設置目的一覧表

施設番号	施設名称	記号	交通誘導	立入防止	場所予告	交通指導	その他	一時的に規制を解除する場合
1	工事予告看板	①			○			
2	速度落とせ標示板	②				○		
3	車線縮小標示板	③	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
4	停止位置標示板	④	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
5	段差注意標示板	⑤				○	○	
6	交互通行標示板	⑥	○			○		規制なしステッカー貼り付け可
7	歩行者通路標示板	⑦	○	○		○		
8	矢印板	⑧	○					
9	警戒標識 (工事中)	⑨			○			
10	規制標識 (311-F)	⑩				○		
11	規制標識速度落とせ看板	⑪	○			○		
12	工事説明看板	⑫			○		○	
13	標示板 (工事中看板)	⑬					○	
14	工事区間終わり標示板	⑭					○	
15	全面通行止標示板	⑮	○		○			規制なしステッカー貼り付け可
16	迂回路標示板	⑯	○		○			規制なしステッカー貼り付け可
17	規制標識 (302・301)	⑰	○	○		○		
18	迂回路補助標示板	⑱	○			○		
19	作業添設標示板	⑲			○	○		
20	保安灯		○		○			
21	セイフティコーン		○	○	○			
22	バリケード(移動さく)・歩道柵(固定さく)・移動さくに準ずるものの設置例			○	○			
23	照明灯			○	○			
24	回転灯		○				○	
25	交通誘導員		○	○		○		
26	作業車 (代行する車も含む)		○	○				
27	工事情報看板	⑳					○	
28	規制なしステッカー貼付け事例	㉑					○	

4 保安施設標準様式図

施設番号	1	2
記号	①	②
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>工事予告標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>	<p>速度落とせ標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 300m、100m 先の表示とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	3	4
記号	③	④
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>車線減少標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>	<p>停止位置標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(3) 実際の規制に合わせた図とすること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	5	6
記号	⑤	⑥
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>段差注意標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>	<p>交互通行標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	7	8
記号	⑦	⑧
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>歩行者通行標示板</p> <p>550</p> <p>1,400</p>	<p>矢印板</p> <p>900</p> <p>550</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	9	10
記号	⑨	⑩
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>警戒標識(工事中)</p>	<p>規制標識 標識番号 311-F (指定方向外進行禁止)</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 彩色は、標識令によるものとする。 (2) 板全体を反射または内照式とする。 (3) 拡大率1倍を標準とするが、場所によって1.3倍または1.5倍を用いることができる。</p>



施設番号	11	12
記号	⑪	⑫
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>規制標識速度落とせ看板</p>	<p>工事説明看板</p> <p>(占用企業工事) (道路修補工事)</p>
注意事項	<p>(1) 彩色は、標識令によるものとする。 (2) 板全体を反射または内照式とする。 (3) 拡大率1倍を標準とするが、場所によって1.3倍または1.5倍を用いることができる。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	13	
記号	⑬	
様式及び標準寸法(単位mm)	<p style="text-align: center;">標示板(工事中看板)</p> <p style="text-align: center;">1,100</p>	
注意事項	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及びび線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を表示するものとする。</p> <p>(4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	




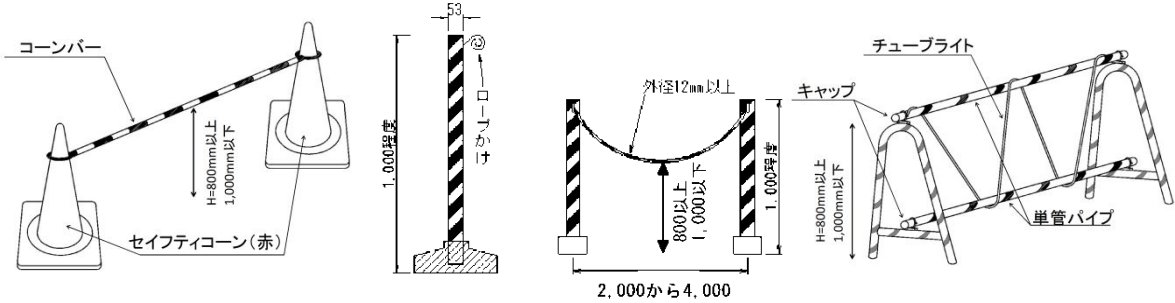
施設番号	14	15
記号	⑭	⑮
様式及び標準寸法(単位mm)	<p style="text-align: center;">工事区間終わり標示板</p> <p style="text-align: center;">550</p>	<p style="text-align: center;">全面通行止標示板</p> <p style="text-align: center;">1,100</p>
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>




施設番号	16
記号	⑩
様式及び標準寸法(単位mm)	<p style="text-align: center;">迂回路標示板</p> <p style="text-align: center;">1,100</p> <p style="text-align: center;">1,400</p>
注意事項	<p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>(3) 高輝度反射式とする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

施設番号	17
記号	⑪
様式及び標準寸法(単位mm)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>規制標識 標識番号 302 (車両通行止)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>規制標識 標識番号 301 (通行止)</p> </div> </div>
注意事項	<p>(1) 車輛のみ通行止めにする場合は、302を使用すること。</p> <p>(2) 彩色は、標識令によるものとする。</p> <p>(3) 板全体を反射または内照式とする。</p> <p>(4) 拡大率1倍を標準とするが、場所によって1.3倍または1.6倍を用いることができる。</p>

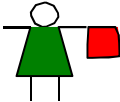


施設番号	18	19
記号	⑱	⑲
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>迂回路補助標示板</p> 	<p>作業車添設標示板</p> 
注意事項	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>作業車添設標示板は上写真を標準とするが、同等なものも可とする。</p>

施設番号	20	21
記号		
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>保安灯</p> 	<p>セイフティコーン</p> 
注意事項	<p>(1) ライト部は赤色灯とする。 (2) 電池式または電源式灯とする。 (3) 高さ 800mm 以上とする。</p>	<p>(1) 反射式または内照式とする。 (2) 高さは 700mm 以上とする。 (3) 色は赤とする。</p>

施設番号	22	
記号		
様式及び標準寸法 (単位mm)	バリケード (移動さく)	歩道柵 (固定さく)
	 	
	<p>移動さくに準ずるものの設置例</p> 	
注意事項	<p>(1) 反射式とする。夜間にはチューブライトおよび自光式デリネータ等を設置すること。 (2) キャラクターデザインの防護柵を設置する場合は、道路管理者と事前に協議すること。 (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）第10から第13を満たすように設置すること。 (4) 移動さくに準ずるものとして、柱（ロープ吊金具付き）と安全ロープ、セーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等があるが、このさくの使用については工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者の安全が十分に得られることを確かめてから設置すること。この場合の支柱間隔は、2mから4mとする。これによりがたい場合は、道路管理者と協議すること。</p>	

施設番号	23	
記号		
様式及び標準寸法 (単位mm)	照明灯	投光器
		
注意事項	<p>300~500W 程度でホルダー・ガード・電球・取付金具付きのものとする。</p>	

施設番号	24
記号	
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>回 転 灯 (参考:ポイントフラッシャー)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
注意事項	<p>(1) 規制区間の起終点に回転灯を設置する。 (2) 回転灯は黄色を原則とし、参考写真のような赤色を使用する場合は、事前に警察署と協議し許可を受けた後設置する。</p>

施設番号	25
記号	
様式及び標準寸法(単位mm)	<p>交 通 誘 導 員</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
注意事項	<p>(1) 交通誘導員は、視認性に配慮しなるべく明るい色彩の服装を着用すると共に反射性の良いベスト等を着用する。 (2) ①は昼間作業用の参考例であり、②は夜間作業用の参考例である。 (3) 通常昼間は、赤色と白色の手旗に依って誘導するが、雨の日や夜間は視認性等の問題から、誘導棒や誘導灯等のLEDライトが内蔵されている自光式の赤色の丸棒を使用する。</p>

施設番号	27
記号	(27)
様式及び標準寸法(単位mm)	<p style="text-align: center;">工事情報看板</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>550</p> <p>1,400</p> <p>(道路修補工事)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>550</p> <p>1,400</p> <p>(占用企業工事)</p> </div> </div>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。

施設番号	28
記号	(28)
様式及び標準寸法(単位mm)	<p style="text-align: center;">規制なしステッカー貼付け事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) ステッカーは標示板の表示内容を打ち消すように真っ直ぐに貼付けること。 (2) 色彩は、文字や地が見えやすいように個々に対応すること。 (3) 休工中等のステッカーは、現在基準・規定がないため掲示しない。 (4) これらによりがたい場合は、道路管理者と協議すること。

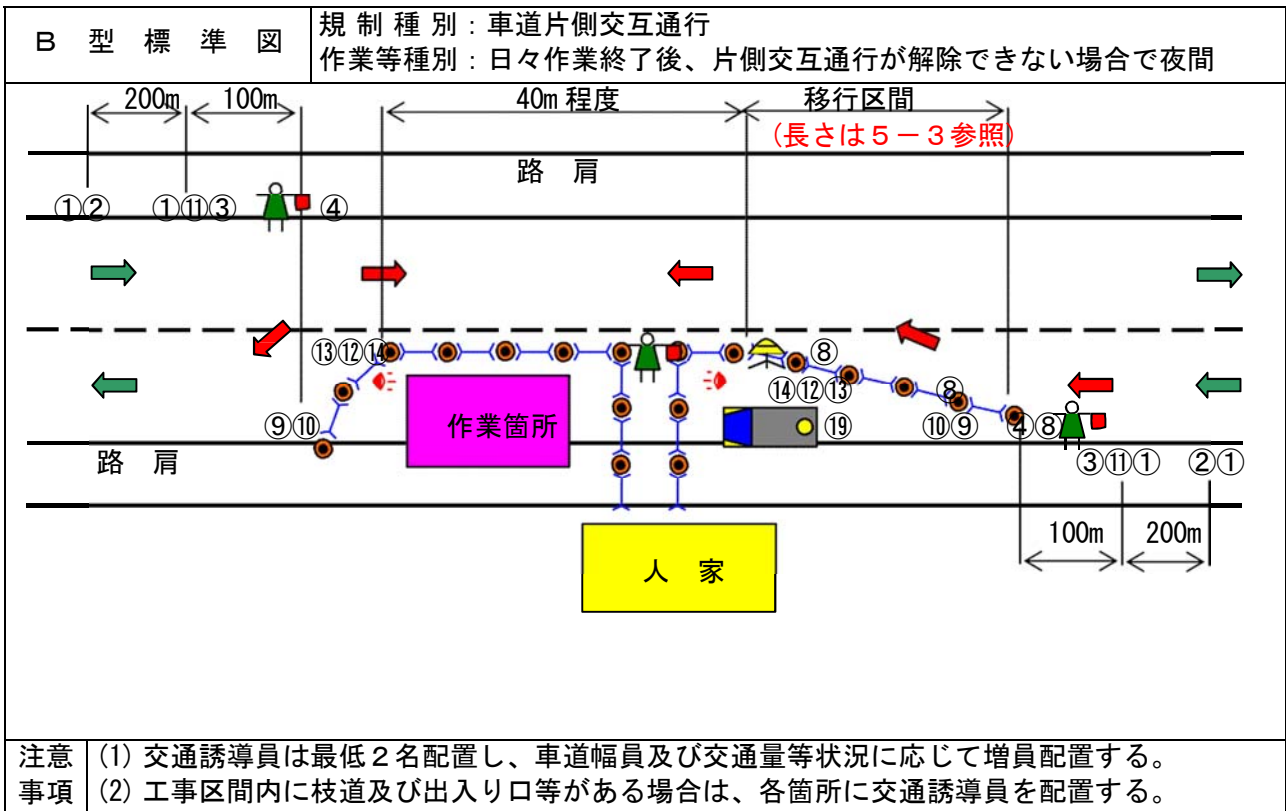
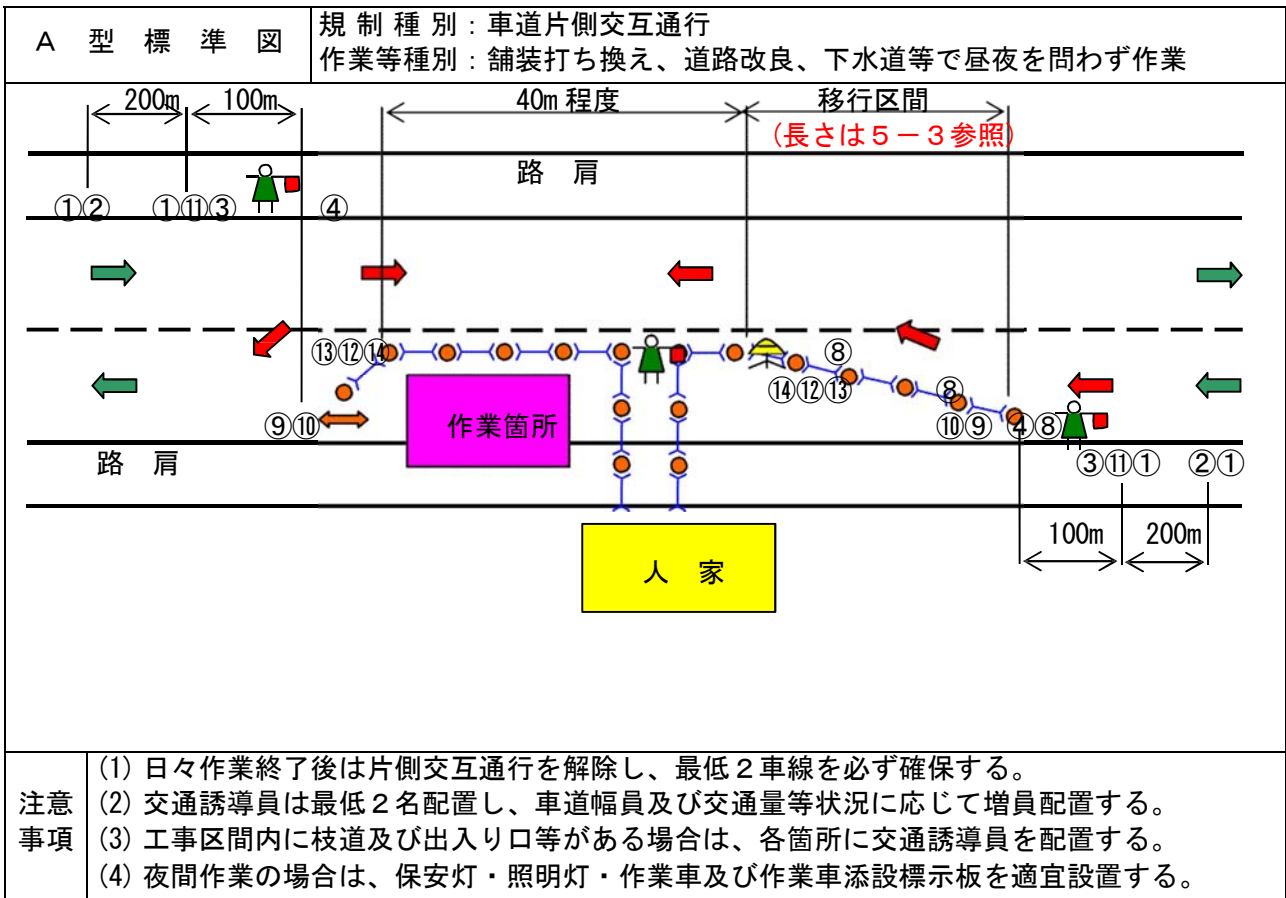
5 保安施設設置標準図

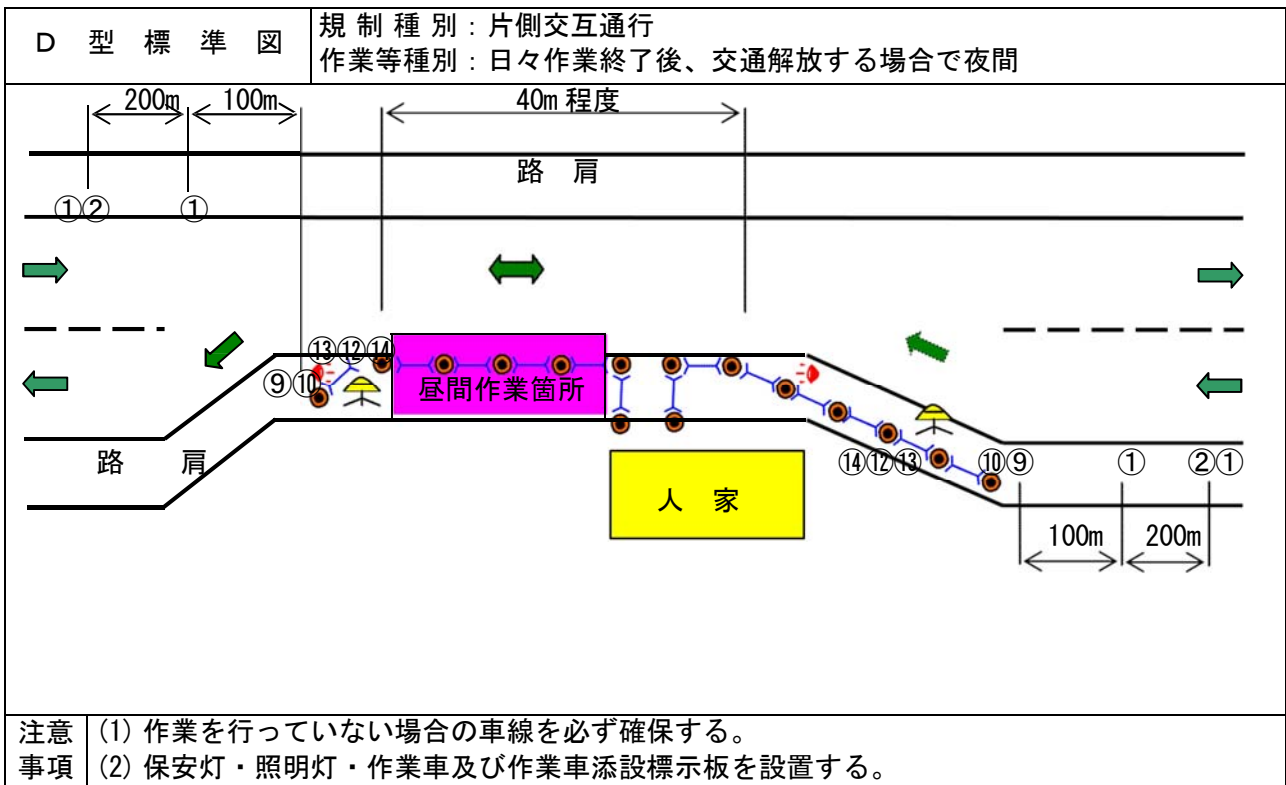
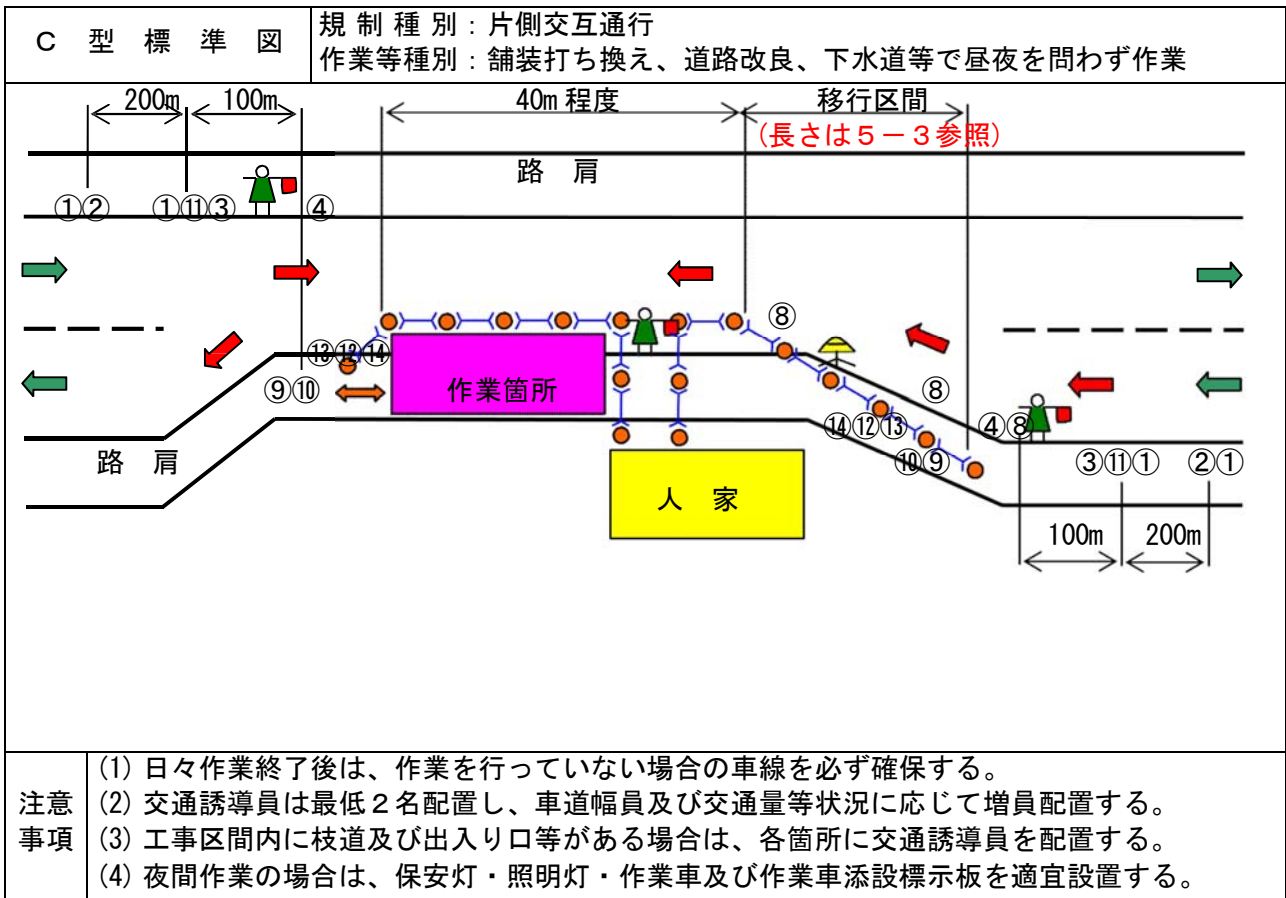
1 保安施設設置標準図一覧表

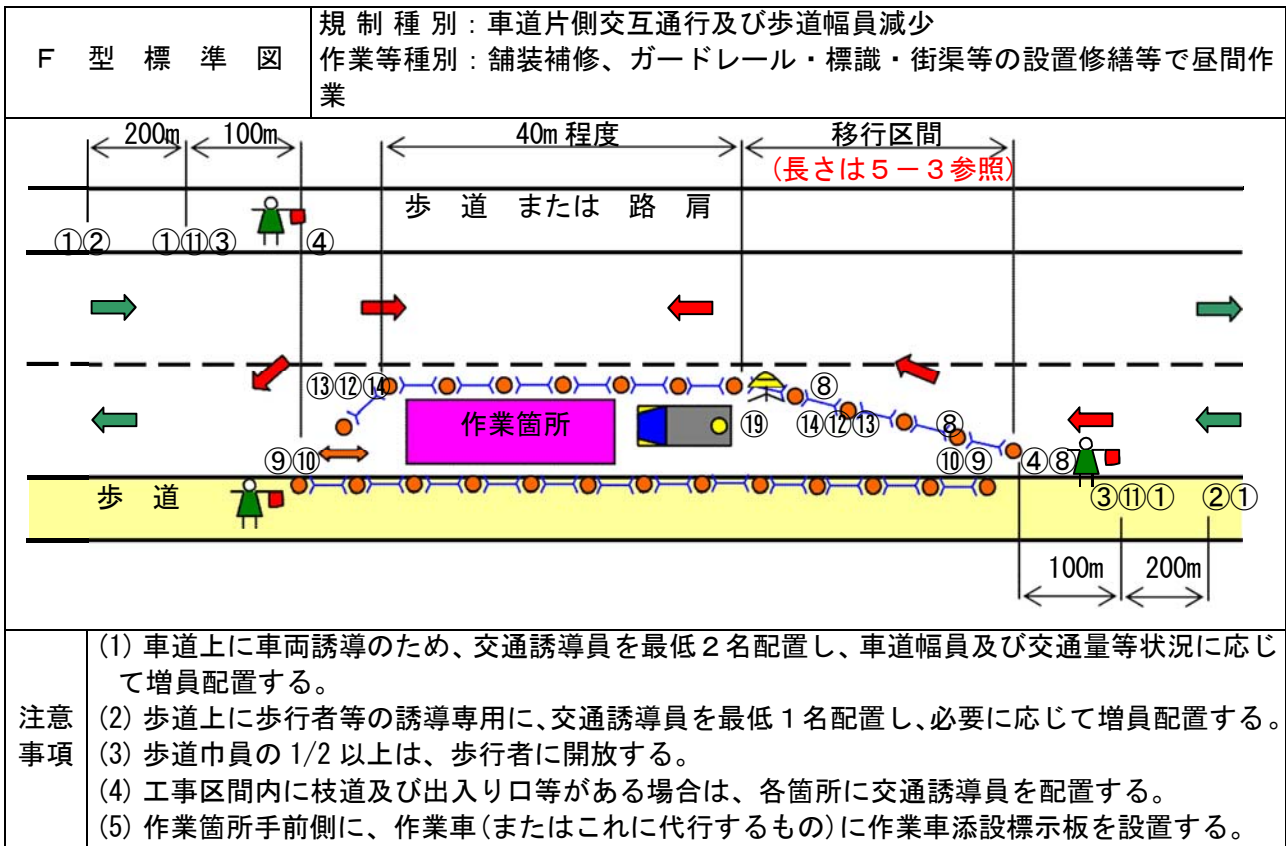
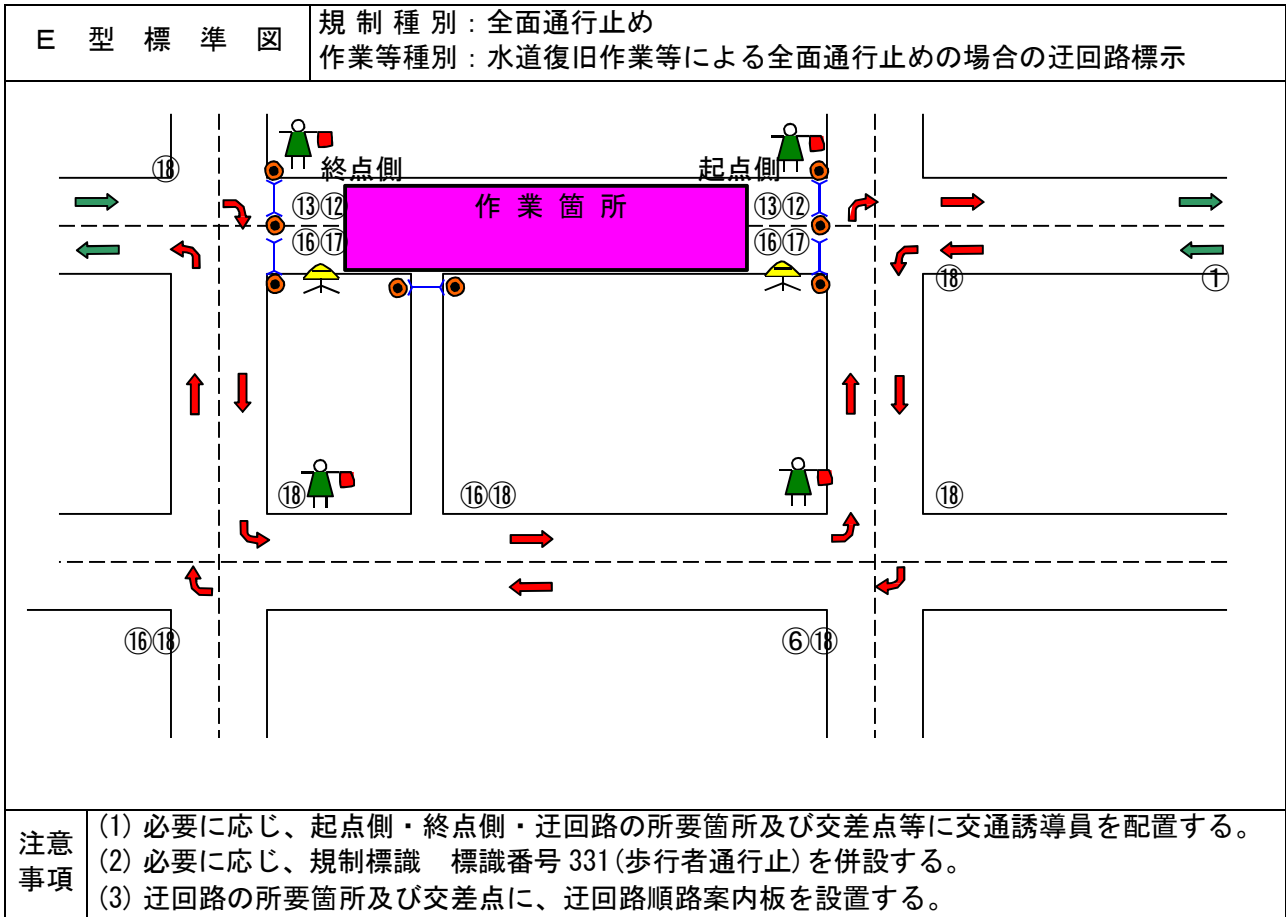
呼称	適用条件 〔例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと〕				
	規制種別	作業等種別	車道巾員等による規制種別	昼夜別	摘要
A型	車道片側交互通行	舗装打ち換え、道路改良、下水道等	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼夜をとわず	片側交互通行の標準図
B型	車道片側交互通行		2車線の場合：日々作業終了後片側交互通行が解除できない場合	夜間	
C型	片側交互通行	舗装打ち換え、道路改良、下水道等	1車線の場合：交互通行	昼夜をとわず	
D型	片側交互通行		1車線の場合：日々作業終了後、交通解放する場合	夜間	
E型	全面通行止め	全面通行止めの場合の迂回路標示			
F型	車道片側交互通行及び歩道幅員減少	舗装補修、ガードレール・標識・街渠等の設置・修繕等	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼間	片側交互通行の標準図
G型	車道路肩側幅員減少	移動しながらの除草、ガードレール等の人力清掃等	2車線以上：対面通行	昼間	
H型	車道路肩側幅員減少	移動しながらの路面人力清掃、側溝人力清掃等	2車線以上：対面通行	昼間	
I型	車道中央側幅員減少	移動しながらの目地シール作業等	2車線以上：対面通行	昼間	
J型	車道中央側幅員減少	移動しながらのレーンマーク作業等	2車線以上：対面通行	昼間	
K型	車道路肩側幅員減少及び歩道幅員減少	移動しながらの歩道上の作業等	2車線以上：対面通行	昼間または夜間	

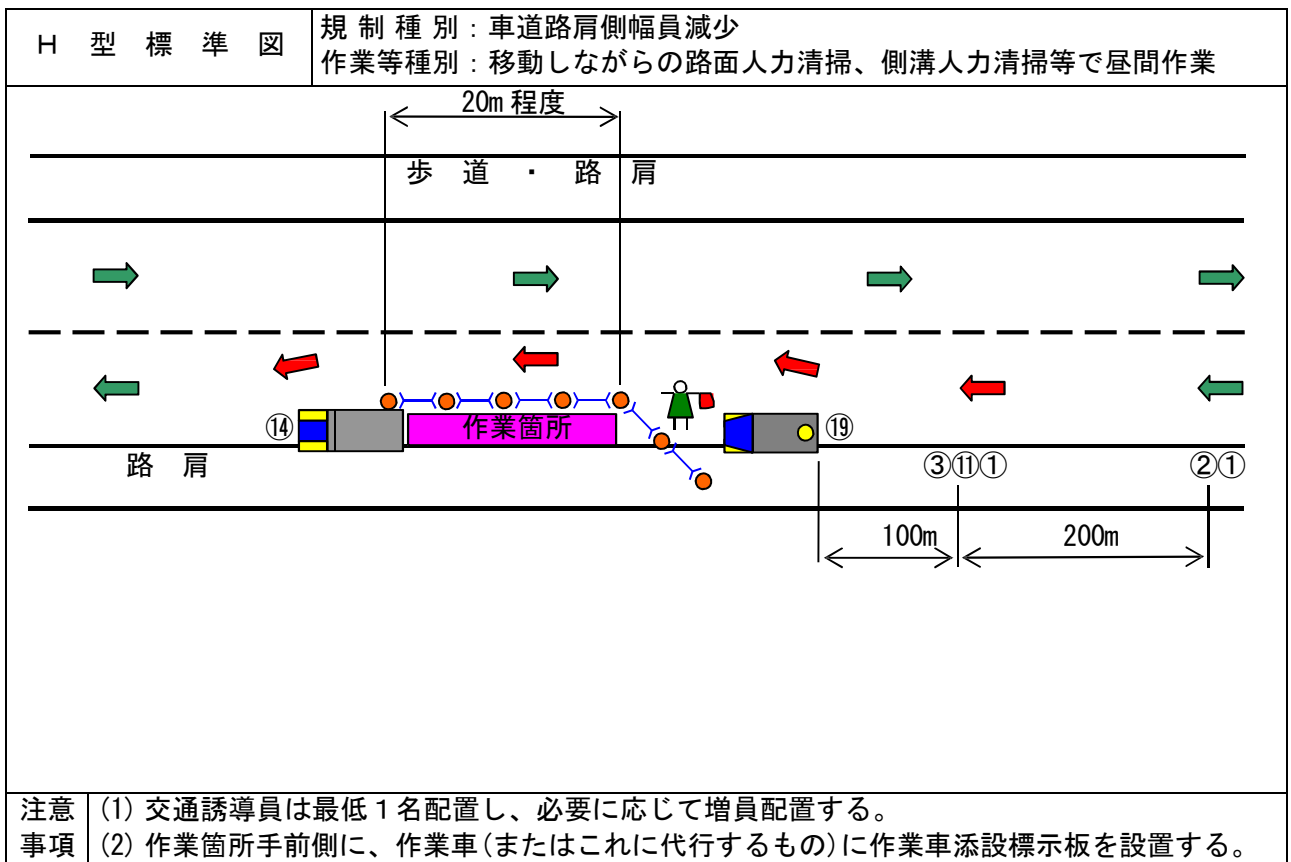
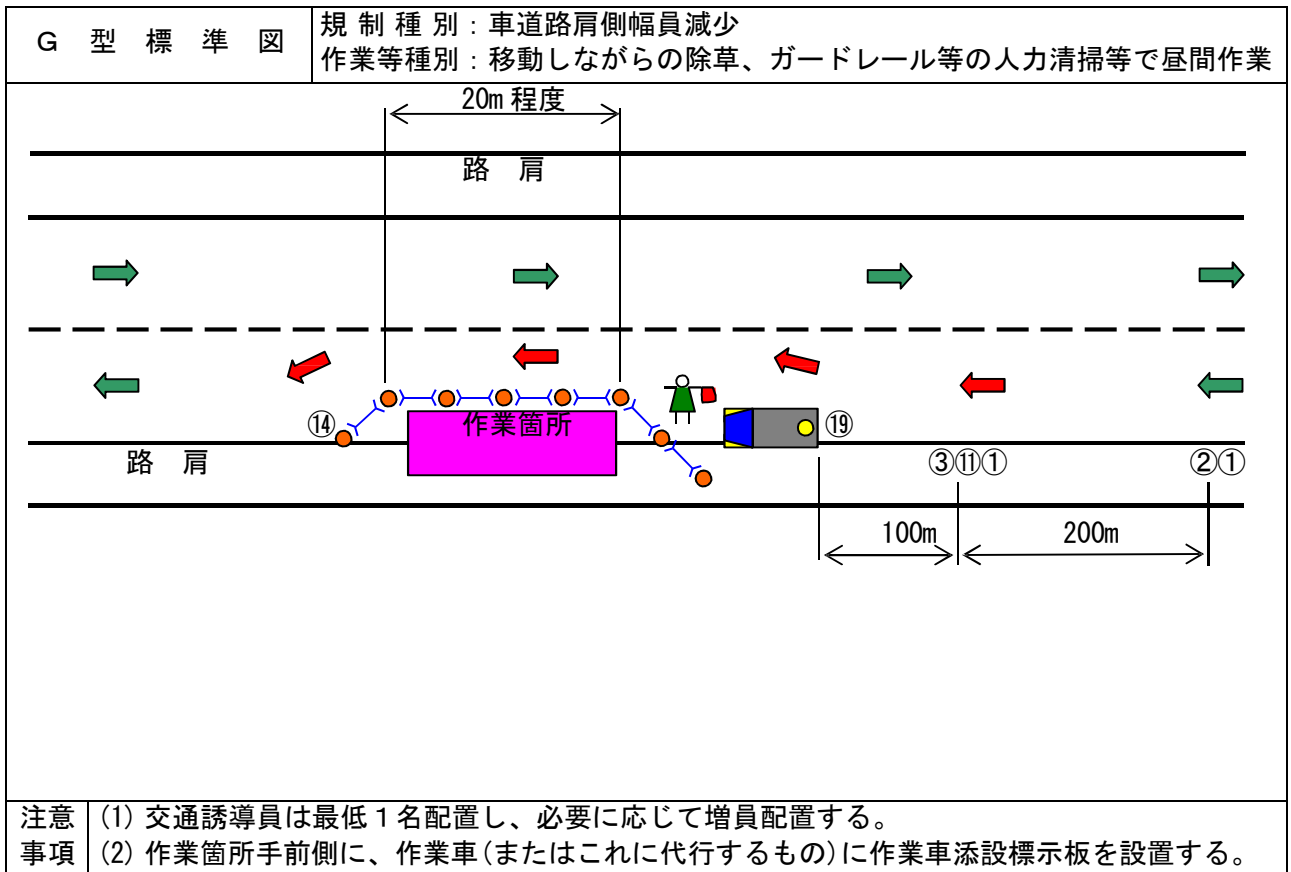
呼称	適用条件 〔 例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと 〕				
	規制種別	作業等種別	車道巾員等による規制種別	昼夜別	摘要
L型	車道片側交互通行	交差点付近の作業	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
M型	車道片側交互通行	交差点直近の作業	2車線の場合：片側交互通行 片側2車線以上の場合：対面通行とする	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
N型	車道片側交互通行	交差点内の作業	片側交互通行	昼間または夜間	片側交互通行の標準図
O型	車道1車線規制	舗装補修、ガードレール・標識・街渠等の設置・修繕等	4車線以上の場合：車道1車線規制	昼間	
P型	歩道幅員減少	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼間または夜間	
Q型	歩道点字ブロック部通行止め	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼間または夜間	
R型	歩道通行止め	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼間	歩行者等車道迂回
S型	歩道通行止め	歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等		昼間	歩行者等民地等迂回

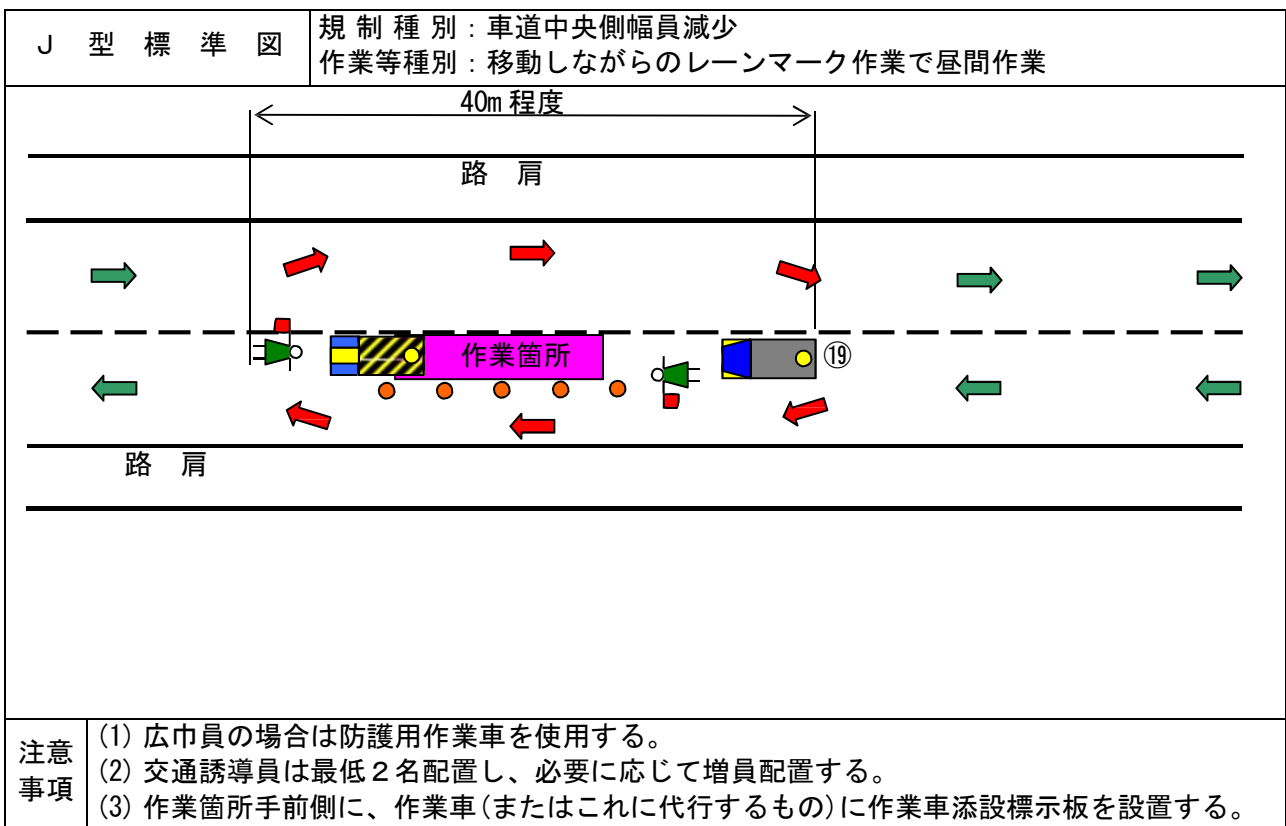
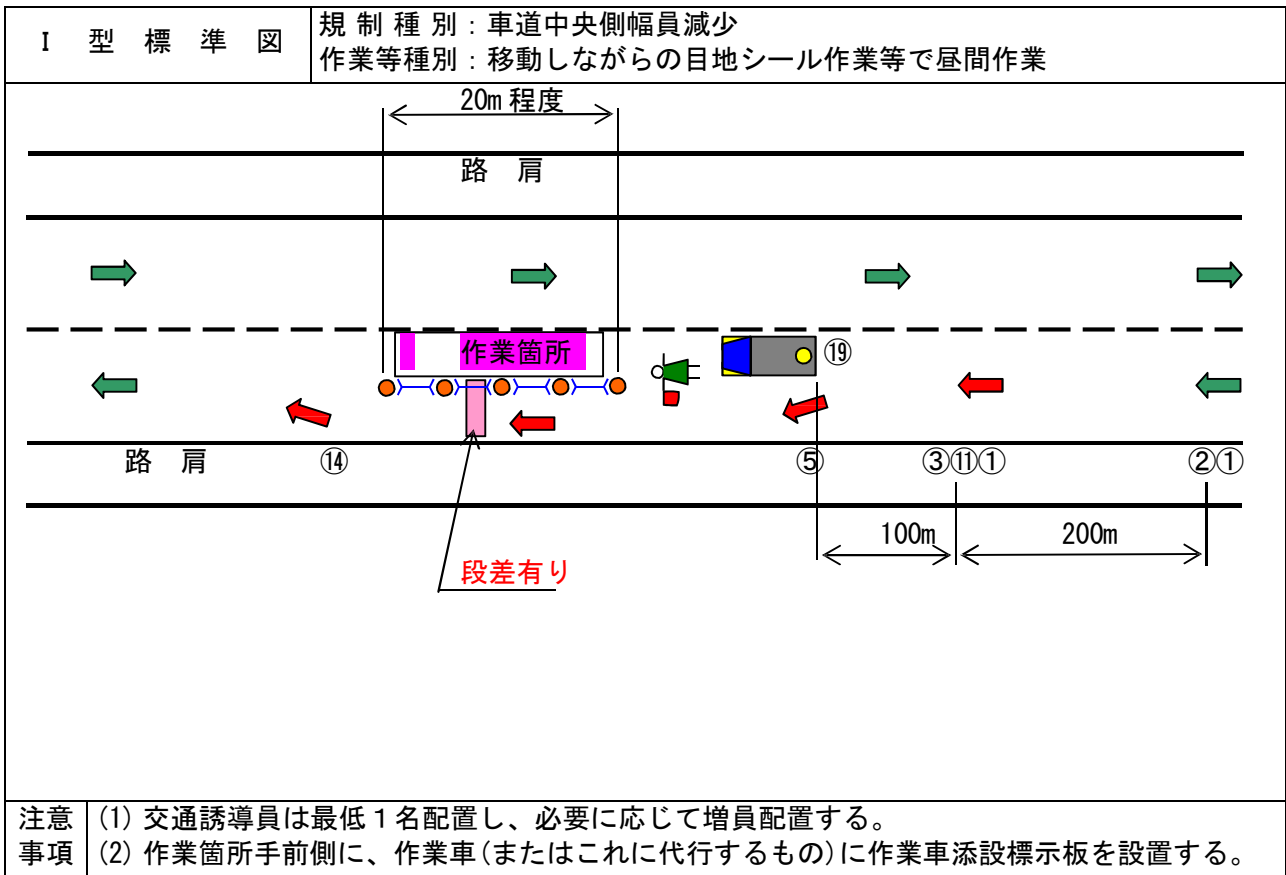
5-2 保安施設設置標準図











K 型 標 準 図	規 制 種 別：車道路肩側幅員減少及び歩道幅員減少 作業等種別：移動しながらの歩道上の作業等で昼間作業
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 車道上に車両誘導のため、交通誘導員を最低1名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (2) 歩道上に歩行者等の誘導専用、交通誘導員を最低1名配置し、必要に応じて増員配置する。車道上に交通誘導員を最低1名配置し、必要に応じて増員配置する。 (3) 歩道巾員の1/2以上は、歩行者に開放する。 (4) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

L 型 標 準 図	規 制 種 別：車道片側交互通行 作業等種別：交差点付近の作業で昼間片側交互通行とする場合
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保安施設の設置方法は、原則的にA型標準図と同様とするが交差点付近であることを考慮し適宜施設を追加設置する。 (2) 日々作業終了後は片側交互通行を解除し、最低2車線を必ず確保する。 (3) 交通誘導員は最低2名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (4) 工事区間に枝道及び出入口等がある場合は、各箇所に交通誘導員を配置する。 (5) 交差点付近は、一度に2箇所以上の規制を伴う作業はさせない。 (6) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

M 型 標 準 図	規制種別：車道片側交互通行 作業等種別：交差点直近の作業で昼間片側交互通行とする場合
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保安施設の設置方法は、原則的にA型標準図と同様とするが交差点付近であることを考慮し適宜施設を追加設置する。 (2) 日々作業終了後は片側交互通行を解除し、最低2車線を必ず確保する。 (3) 交通誘導員は最低2名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (4) 工事区間に枝道及び出入口口等がある場合は、各箇所に交通誘導員を配置する。 (5) 交差点付近は、一度に2箇所以上の規制を伴う作業はさせない。 (6) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

N 型 標 準 図	規制種別：車道片側交互通行 作業等種別：交差点内の作業で昼間片側交互通行とする場合
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 日々作業終了後は通行規制を解除する。 (2) 交通誘導員は最低6名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (3) 工事区間に枝道及び出入口口等がある場合は、各箇所に交通誘導員を配置する。 (4) 交差点内の作業は原則として、事前に警察と交通処理及び信号処理並びに保安施設の設置方法について協議し、警察の指示する交通誘導員等の配置及び信号の点滅等必要な措置をとる。 (5) 交差点内は、一度に2箇所以上の規制を伴う作業はさせない。 (6) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

○ 型 標 準 図	規 制 種 別：車道 1 車線規制 作 業 等 種 別：舗装補修、ガードレール・標識・街渠等の設置修繕等で昼間作業
<p>歩道 植樹帯</p> <p>作業箇所</p> <p>植樹帯 歩道</p> <p>40m 程度</p> <p>移行区間 (長さは5-3参照)</p> <p>100m</p> <p>200m</p>	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 車道上に交通誘導員を最低 1 名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (2) 必要に応じて歩道上に交通誘導員を最低 1 名配置し、さらに必要がある場合は増員配置する。 (3) 工事区間内に枝道及び出入り口等がある場合は、各箇所交通誘導員を配置する。 (4) 作業箇所手前側に、作業車(またはこれに代行するもの)に作業車添設標示板を設置する。

P 型 標 準 図	規 制 種 別 : 歩道幅員減少 作 業 等 種 別 : 歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業
注意 事項	(1) 歩道上に歩行者等の誘導専用、交通誘導員を最低1名配置し、必要に応じて増員配置する。 (2) 歩道巾員の1/2以上は、歩行者に開放する。 (3) 工事区間内に枝道及び出入り口等がある場合は、各箇所交通誘導員を配置する。 (4) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

Q 型 標 準 図	規 制 種 別 : 歩道点字ブロック部通行止め 作 業 等 種 別 : 歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業
<p data-bbox="478 1747 1436 1836" style="color: red;">必要に応じて、仮設点字ブロックを設置する。仮設点字ブロックを設置しない場合は、交通誘導員を必ず配置する。</p>	
注意 事項	(1) 歩道上に歩行者等の誘導専用、交通誘導員を最低1名配置し、必要に応じて増員配置する。 (2) 歩道巾員の1/2以上は、歩行者に開放する。 (3) 工事区間内に枝道及び出入り口等がある場合は、各箇所交通誘導員を配置する。 (4) 夜間作業の場合は、保安灯・照明灯を適宜設置する。

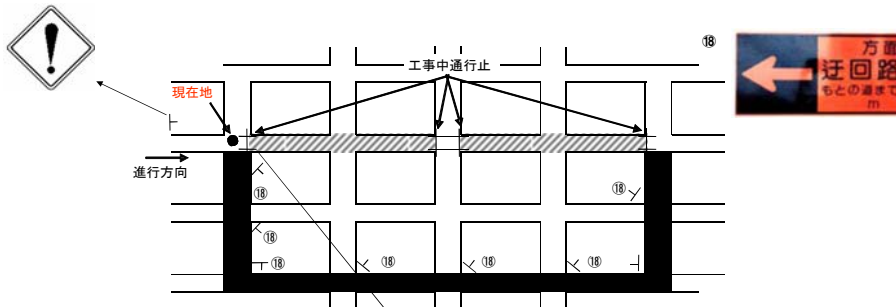
R 型 標 準 図	規 制 種 別 : 歩道通行止め (歩行者等車道迂回) 作 業 等 種 別 : 歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業
<p>The diagram illustrates a road construction site with a central pink '作業箇所' (work area). Above the work area, a '40m 程度' (approximately 40m) section is marked, followed by a '移行区間 (長さは5-3参照)' (transition zone, length 5-3 reference). The road is divided into lanes: a top lane for rightward traffic (green arrows), a middle lane for leftward traffic (green arrows), and a bottom lane for leftward traffic (green arrows). A dashed line separates the middle and bottom lanes. Pedestrian paths are shown with pink arrows, including a '歩道(14)' (sidewalk) on the left. Various numbered markers (1-18) are placed around the work area and along the pedestrian paths. A 100m and 200m distance is marked at the bottom right.</p>	
注意 事項	(1) 車道上に車両誘導のため、交通誘導員を最低1名配置し、車道幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (2) 歩道及び歩行者等迂回路の誘導専用に、交通誘導員を最低1名配置し、迂回路幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (3) 工事区間内に枝道及び出入口等がある場合は、各箇所に交通誘導員を配置する。 (4) 作業箇所手前側に、作業車(またはこれに代行するもの)に作業車添設標示板を設置する。

S 型 標 準 図	規 制 種 別：歩道通行止め（歩行者等民地等迂回） 作 業 等 種 別：歩道上の舗装補修、標識・電線共同溝等の設置・修繕等で昼間作業
注 意 事 項	(1) 歩道及び歩行者等迂回路の誘導専用に、交通誘導員を最低 1 名配置し、迂回路幅員及び交通量等状況に応じて増員配置する。 (2) 工事区間内に枝道及び出入口等がある場合は、各箇所に交通誘導員を配置する。

迂回路標示標準図

迂回路標示

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00~6:00

舗装修繕工事

発注者 山梨県 県土整備部
〇〇〇〇建設事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

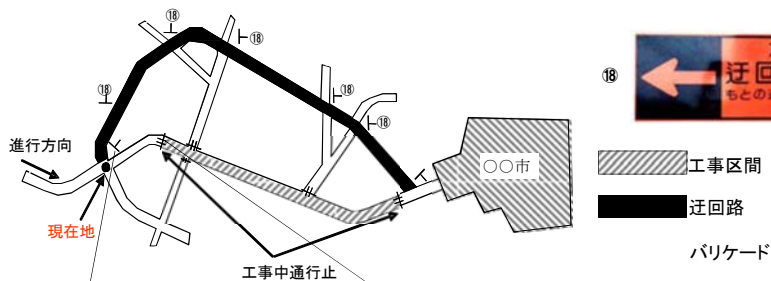
施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

まわり道 450M

この先県道工事につき
まわり道をお廻り下さい

山梨県×××建設事務所
(電話)×××-××××-××××

市街地の場合



まわり道 450M

150M 先県道工事につき
まわり道をお廻り下さい

山梨県×××建設事務所
(電話)×××-××××-××××

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00~6:00

舗装修繕工事

発注者 山梨県 県土整備部
〇〇〇〇建設事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

地方部の場合

注意事項

- (1) 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。
- (2) 進行方向に対する標識の設置例のため、進行方向ごとの検討が必要となる。

5-3 移行区間長一覧表

規制速度 (Km/h)	移行区間長(m)				備 考
	標準値		最低値		
	地方部	都市部	地方部	都市部	
80	150	120	75	60	
60	120	90	60	45	
50	90	75	45	35	
40	75	60	35	30	
30	60	45	30	20	
20	45	30	20	15	
停止線をもうけ一旦停止させる場合	30	20	15	10	

※ 注)

- 1 移行区間長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ」率に準拠し、1車線幅員3mで計算し、5mきざみで数値を設定したもので、1車線当たりの移行区間長を示す。
よって、2車線をすりつける場合はこの2倍の数値となる。
- 2 移行区間長は、原則的には標準値によるが、地形・交通量・規制区間前後の交差点の位置・その他の道路状況により標準値を確保できない場合は、最低値まで短縮することができる。
ただし、路面に圧雪や凍結が発生するおそれがある場合は、標準値を採用する。
- 3 規制速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する速度とするが、これによりがたい場合は、周囲の状況等を勘案し設定する。
- 4 規制区間の手前に停止線をもうけ一旦停止させる場合は、当該道路の規制速度に関係なく「停止線をもうけ一旦停止させる場合」欄の数値まで移行区間長を短縮することができる。

6 工事看板表示例

区分	主な工種	工事種別	工事目的（表示例）
道路 管理 者 工事	舗装補修工事	舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
	舗装工事	舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道工事	傷んだ歩道をなおしています
	歩道工事	歩道工事	歩道のバリアフリー化を行っています
	歩道工事	歩道工事	歩道を広げる工事を行っています
	道路維持工事	道路維持工事	傷んだガードレール（標識、排水柵等）をなおしています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
	共同溝工事	共同溝工事	災害からライフラインを守る共同溝工事を行っています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	古くなった照明灯を新しくしています
	△△工事 （△△：橋梁、トンネル等）	△△工事 （△△：橋梁、トンネル等）	〇〇バイパス（道路）の△△工事を行っています （△△：橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等）
	歩道橋架け替え工事	歩道橋架け替え工事	古くなった歩道橋を新しくしています
	地下歩道設置（補修）工事	地下歩道設置（補修）工事	地下に（の）歩道をつくっています（なおしています）
	塗装工事	塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています
電力 関係	供給関連工事	電気工事	電気設備の新設を行っています 電気設備の取替を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	電気工事	電気設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて（出して）います
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
電話・ 電気 通信 関係	供給関連工事	電話工事	電話設備の新設を行っています 電話設備の取替を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	電話工事	電話設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて（出して）います
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
公衆電話BOX工事	電話工事	公衆電話BOXの【新設・撤去】を行っています	
ガス 関係	供給関連工事	ガス工事	ガス管の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	ガス工事	ガス管の取替を行っています ガス管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス管の埋設跡の復旧を行っています
水道 関係	供給関連工事	水道工事	水道管の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	水道工事	水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
下水道 関係	供給関連工事	下水道工事	下水道管の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	下水道工事	下水道管の取替を行っています 下水道管の撤去を行っています
	（浸水対策・耐震）工事	下水道工事	下水道管の浸水対策を行っています 下水道管の耐震化を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています
舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています	

注意：道路工事の標示板の工事内容、目的は工事看板標示例の該当工事により表示するものとし、例示が無い工種についても、工事の目的が分かるように工事看板表示例に準じて表示するものとする。